

「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）」
に対して寄せられた御意見について

令和2年3月30日
厚生労働省老健局高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

標記につきましては、令和2年2月3日から令和2年3月3日までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

なお、意見募集時に、介護医療院への移行において提出を省略することができる事項に含めていた「敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図」について、再度検討を行った結果、含めないこととしました。

御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
認定調査の要件緩和は賛成。介護職員初任者研修修了者程度でも行政が主催する研修を受ければ調査できるようにすべき。	要介護認定及び要支援認定に係る認定調査を指定市町村事務受託法人に委任する場合の認定調査員の要件を緩和するに当たっても、公平・公正かつ適切な認定調査が行われるようすることが必要であり、一定の専門性を担保できるようにしていきたいと考えています。
定款、その他の基本約款及び職務の内容については、重要なもので、事後に改竄をされてはならないため、従前どおり提出させるべき。 手続きの簡略化などは、適正性を欠いてはならないが、医療・介護に関係する事業者の不正は多いため、予防的措置として、定款	今回の改正では、「定款その他の基本約款」の提出を省略させる代わりとして、介護保険法施行規則の規定にならい、「登記事項証明書」の提出を求めることとしており、老人居宅生活支援事業の開始若しくは老人デイサービスセンターや養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置

その他の基本約款及び職務の内容については、必ず提出をさせるべき。 （定款その他の基本約款及び職務の内容について提出を求めないのは、適切に事業分野の管理をしていると言い難い。）	をしようとする法人に関する基本的な事項は引き続き把握することが可能であると考えております。 また、「職務の内容」に係る届出については、事業の開始及び施設の設置の際には引き続き提出を求めることとしております。
変更が無いのであれば省略について不可ではないと考える。一方で法人変更があった場合や以前の書類が破棄されている場合には提出させるべき。	介護医療院への移行に当たり、本改正により提出を省略することができるとする事項について提出を求める際の取扱いなどについては、いただいた意見も参考に、適切に実施してまいります。